

農 整 第 296 号

令和元年8月22日

(一社) 富山県建設業協会長 殿

富山県農林水産部長



富山県農林水産部 施設機械工事等共通仕様書の一部改正について

「富山県農林水産部 施設機械工事等共通仕様書」の一部を別添のとおり改正し、
下記により適用することとしたので、参考までに送付します。

記

1 適用年月日

本仕様書は、令和元年9月1日以降の決裁に係る業務から適用する。

2 その他

本共通仕様書については、富山県ホームページの農林水産部農村整備課に掲載する。

(事務担当 農村整備課 技術管理係)

TEL 076-444-3299

(1) 趣旨

本県の「施設機械工事等共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)は、農林水産省農村振興局制定の施設機械工事等共通仕様書に準拠し制定しているが、国の共通仕様書に一部改正があったことから、本県の共通仕様書もあわせて改正を行うもの。

(2) 主な改正点

①第1章 総則

1-1-5 提出図書

- ・項目の削除(「参考工事請負契約、施設機械工事等に基づく提出様式」に一元化 ※農水省 HP 参照)
- 具体的な図書については、各章各項目に記載済み

1-1-10 工事实績情報システム(CORINS)への登録

- ・名称、手順等の記載内容修正

②第2章 機器及び材料

2-1-1 一般事項

- ・海外建設資材品質審査証明書を品質の証明とできる資材について明記

2-1-4 見本又は資料の提出

- ・JIS マーク表示製品については、製品認証により品質が保証されていることから、JIS マーク表示の確認により見本又は資料の提出を省略できるよう効率化

③第3章 共通施工

3-10-1 一般事項

- ・ビニル電線の識別について、既設電線の取扱いを監督員との協議により変更可能と追記
- ・屋内や盤内であっても、日光や紫外線が常時照射される箇所について、耐候性テープによる保護を追記

3-10-8 接地

- ・B 種接地工事の接地線の太さについて、より線の適用値を追記

④第4章 水門設備

4-3-4 油圧式開閉装置

- ・油圧配管にゴムホースを用いる場合は、ホースの規格と設置年次等を表示する名札を付けるよう追記

⑤第5章 ゴム引布製起伏堰設備

5-2-1 袋体

- ・袋体接合部について、強度等の求める事項を追記

⑥第6章 用排水ポンプ設備

6-2-7 水中モータポンプ(ポンプゲート形)

- ・水中モータポンプのポンプゲート形を追加

⑦第7章 除塵設備

7-2-3 レーキ形定置式除塵機 7-2-4 レーキ形移動式除塵機 7-2-5 ネット形除塵機

- ・駆動装置について、逆転動作においても問題のない構造とする旨を追記

⑧第12章 電気設備

12-7-1 一般事項

- ・フリーアクセス床に機器を設置する場合について、荷重を考慮する旨等を追記

⑨第13章 水管理制御設備

13-3-5 監視操作端末装置

- ・使用実績の多い、監視操作端末装置について追記

13-10-1 一般事項

- ・フリーアクセス床に機器を設置する場合について、荷重を考慮する旨等を追記

⑩施設機械工事完成図書等作成要領

表2 官庁等届け出書類一覧表

- ・気象業務法等関係する法令に基づく手続きとして、対象項目、届出の種類、気象機器の検定について追加